三股
町政だより

發行所
宮崎縣北諸縣郡
三股町役場
電話1番
編集責任者 桑畑鶴雄

印刷所
都城市野口屋紙店印刷部

改正された公職選擧法

去る一月二十四日内閣が開散されました。いよ／＼衆議院議員の総選挙が行われるわけですがこの選挙にはこの度改正された　公職選挙法が適用されますので皆様に知つて置いて貰いたい　要点を簡単にお知らせします。

こんな人は選挙運動は出来ません

一、公務員は、公職選挙法や国家公務員法　或は地方公務員法等で在職中は選挙運動は禁止されております

二、未成年者（滿二十才未滿）は自分から選挙運動をしたり、又は選挙運動に使用することは出来ません然し選挙関係の労務に使用することはさしつかえありません。

三、選擧犯罪によつて、刑に処せられたゝめ、選挙権及び被選擧権を有しなくなつた者はその有しなくなつた期間だけ選擧運動は出来ません。

●禁止されている行爲

一、戸別訪問は禁止どんな人でも　選挙運動のための戸別訪問をしてはなりません。

二、署名運動の禁止選挙運動を目的とした　署名運動を行つてはなりません。

三、飲食物の提供禁止

但し湯茶とこれに附隨する茶菓子程度のもの（一日三〇円程度の基準）は認められます。又運動員及び労務者に対する弁当の提供も認められておりますが、これは選挙期日の告示のあつた日から投票日の前日までの期間（二五日間）に於いて、一日一五人（四五食分）を乗じた数を超えない範囲で選挙事務所で食事するために提供する弁当を意味します。

四、連呼行爲は出来ません。

五、車上からの選擧運動は出来ません。

六、立候補届前の選挙運動は事前　運動と見なされて禁止されております。

●連座制の强化について

総括主宰者か　又は出納責任者が買収等の罪を犯し刑に処せらた時、或は出納責任者が法定費用を超過して刑に処せられた時は　連座制の適用によつて当選人の当選は裁判の上で無効になります。

●その他

一、選挙事務所には選挙管理委員会から交付した　標札を掲げなければなりません。

二、自動車の制限（但し町村長及町村議会議員の場合は自動車は使用できません。

1、選挙運動のために使用する自動車は乗用車か又は小型貨物自動車を使用することになりました。

2、乗車人員は運転手及び運転の交替要員一名を含めて四名に制限されております。

三、街頭演説の時の証明書制度は廃止されました。

四、選挙事務所内から街頭に向つて　演説をするときは当然街頭演説と見なされますから標記を揚げてなければなりません。

その他詳しいことは町選挙管理委員会にお問合せ下さい。

公明選擧

よい國つくるよい選挙

衆議院議員の選挙が今月の末に行はれます。日本はいま立派な民主々義国家をつくるために、国民全体が一生懸命努力している時です。

民主々義とは国民の一人々々が政治を行う制度です。然し乍ら大きな国では国民の全部が一ヶ所に集つて意見をまとめる事は到底出来ません。それでお互の代表者を選んで、その人達に国のいろんなことをきめて貰うような方法がとられてゐるのです。その代表者を選ぶのが今度の選挙です。よく考えて、ほんとうに私達国民のことを考えてくれる立派な人を選んで下さい　お金や、情実や、義理等で大事な選挙を間違うようなことがあると私達の生活はます／＼苦しくなつて行きます。立派な住み良い国は立派な公明選挙から生れて来るのです。

大事な一票です自分できめて下さい

私達は投票することによつて、自分の持つて居る政治に対する権利を、その投票した人にあづけることになるのです。ほんとうに自分の気持を代表してくれる人生自分で選び、その人に投票することが大切です。

その爲には候補者の話を進んできゝ候補者の考えをよく知ることが必要です。立会演説会は候補者の意見をきく上に最も都合のよい機会ですが、その立会演説会が

●二月十三日　午後七時（第二班）

●二月十七日　午後七時（第一班）

の二回にわたつて三股小学校講堂において行われます有権者の皆様は一人残らずこの話をきかれるようにおすゝめします。

そして自分でこの人を出したいと思う人を選んで大事な一票を投じて下さい。

あなたの一票はそのまゝあなたの生活に響いて来ます

政治は生活であると申します。国できめたことは一一私達の生活に響いてくるのです。その大事な政治をきめるのが今度私達が選挙をする代議士なのです。

今度こそよく／＼考えて正しい一票を投じて下さい。

ラヂオをおきゝ下さい。

ＮＨＫ宮崎放送局では、立派な選挙が行われるようにそして立派な政治が生れるようにとの次のような時到に「公明選挙について」いろ／＼な放送が行わさます

一、二月一日午前七時十五分より三十分まで

二月十五日　〃

二月二十二日　〃

二、土曜日と日曜を除いた毎日午後五時二十分から三十分まで

消防出初式

完壁を誇る町消防陣

東町の消防出初式は、去る一月十四日、県当局を始め県消防協会並びに全都城支部長等多数の来賓を迎えて盛大に行われました。火災及び台風その他の災害から一万六千町民の生命、身体、財産を保護すると云ふ貴い責任を担つて、献身的な社会奉仕に黙々と精進する団員の情熱はそのまゝこつて天空に七色の虹をえがき、この団員に絶対の信頼を置く町民の姿は沿道を埋める人の波となつて、山田川より三股小学校をつなぐ区域に勇壮な消防絵巻を繰り展げました。

特に三百名を超える団員の終始一貫、一糸乱れぬ団体行動は参観者の胸に深い感動を与えました。

たゆみない消防後援会の親心、積極的な当局の指導方針は、団員各位の自覚と相俟つて、今や町消防団は団員の親律を始めその施設について共に県内随一と高く評価されるに至り、県下各消防団活動の推進母胎となつて大きく浮び上つているのであります。

備えあれば憂なしとか、お互が更に火災予防に留意して、三股町を絶対火事のない町としたいものです。

なおこの表彰された消防功労者はつぎの通りです。

県知事賞　第二部長大脇親

県消防協会長賞
　第六部長　永吉実治

同一般協力者感謝状
　谷区　上原平二

県消防協会都城支部長賞
　第二部長〃　上水信一
　第三部　〃　園田文男
　第四部長　瀬尾光則

同団体表彰第八部（植木）

同一般協力者感謝状
　上新　指宿慶吾

町長賞
　植木　中村義夫
　第一部　川野一典
　〃　森　安定
　第二部　植村三男
　〃　中石高夫
　〃　石坂秀正
　第三部　宮里一夫
　葦谷久男
　第四部　茨木郁夫
　〃　小牧三男
　第五部　河野　環
　〃　堀内畝則
　〃　児玉　輪
　〃　高野　昇
　第六部　西田実則
　〃　大坪義成
　第七部　山元保明
　〃　桑畑忠雄
　〃　荒武一夫
　第八部　吉留次盛
　大坪　功
　第九部　今村義信
　〃　中村勇夫
　第十部　池田杉義
　〃　原口修一
　前畑木材企業組合長
　前畑邦夫

同団体の部
　第二部　機械班
　第三部　小鷺巣班
　第四部　機械班
　第五部　轟木班

同感謝状
　轟木　新坂　勝
　小鷺巣　松野光徳
　蓼池　永吉勘熊
　下梶山　小牧秀一
　上米　川原宗八
　中米　川上すみ子

同台風警備協力者
　勝岡　山元　学
　今市　安岡賢雄
　上新　指宿千代子

同一般団体の部
　三股中学校消防隊
　三股町婦人連絡協議会
　山王原　婦人会
　樺山四区協議会
　〃　婦人協議会
　青年連絡協議会

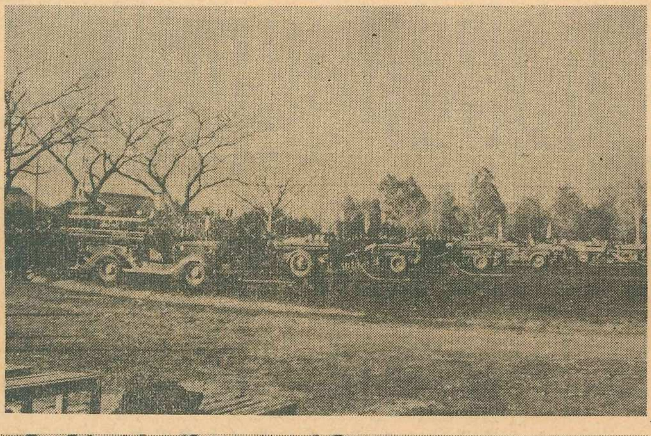

勢揃いした町消防機械班

団旗を先登に堂々の分列行進

「御存知ですか」

投票するには、あなたの名前が選擧人名簿に登錄されていなければなりません。

選挙人名簿には、基本選挙人名簿と補充選挙人名簿とがあつて、基本選挙人名簿は毎年九月十五日現在で調製され、補充選挙人名簿は選挙の都度選挙人の申請に基づいて調製されます。

以上二つの名簿のどちらかに名前が登録されていたら投票が出来るわけです。

それで次のような人は必ず補充選挙人名簿の登録申請書を町選挙管理委員会に提出して下さい。

一、昨年の十二月二十一日から今年の二月八日までの間に満二十才に達する人で三股町に引き続き三ヶ月以上居住している人

二、昨年六月十七日から昨年十月八日までの間に他の市町村から移転して来た人で満二十才以上の人

三、その他いままで、基本選挙人名簿に登載されて居た人が、今回の基本選挙人名簿に登載洩れとなつている人。

補充選挙人名簿登錄申請書は

二月八日から二月十三日の午后五時まで受付けます。

なおこの受付期間中は基本選挙人名簿の閲覧期間にもなつております。

次に補充選挙人名簿が確定するまでの示しますと、

二月八日から二月十三日迄
　基本名簿の閲覧及補充名簿の登録申請の受付

二月十四日から二月十六日迄補充名簿の調製

二月十七日から二十一日迄
　名簿の縦覧と異議申立期間

二月二二日から二十三日迄
　異議の決定

二月二十四日　補充名簿の確定のようになつておりますので折角の選挙権をみんなが氣持よく行使出来るよう御注意下さい（この日程は県からの指令がおくれたゝめ町選管の予想でありますが大体間違いないものと思はれます）

その後の町立病院

昨年十二月二十日より診療を開始した町立病院のその後についてお知らせします

開院当初は一般外来患者と急を要する一般患者のみの入院だけを取扱つていた町立病院も、現在では内科、外科、産婦人科、レントゲン科、物療科検査室共にすべての医療施設を完備していつなんどきでも皆様の入院診療に応じられる態勢をとゝのえ、町民健康保持のため昼夜を分たぬ努力を続けております。

患者の数も十二月中は一日平均三十名内外であつたのが現在では一日外来患者数は七十名から九十名内外、入院患者の数も延二十五名を数えております。

なお、結核患者の受付は二月上旬から、の予定です。

皆様えのお願い診療の際は必ず受診証を忘れないで下さい。

昭和二十八年度 三股町（一般特別会計）決算審査意見書 （三）

―三股町監査委員―

昭和二十八年度の会計決算については、町監査委員の精審な審査意見書をもつて昨年十二月より二回にわたり、本紙を通じて皆様に報告致して居るのでありますが、今回も町政だより先月号に引き続き原文のまゝを掲載して、町会計決算の報告に換えます。

審査に対する意見

先づ歳入について意見を述べると、本年度予算額に対して、予定以上の収入を得たものは、町税、地方財政平衡交付金、使用料及手数料、繰越金、雑収入であり、その他のものは何れも予算額に達していない。

一、町税について

町税については、町歳入予算に占める比率は、昭和二十七年度の予算対比三三、四より低く、二予算総額対比一八、六%、決算総額対比〇、五%に過ぎない、然し自己財源の主力をなす町税収入は、税務担当吏員の不断の努力により、一八八五一、〇三一円の予算に対し一九、一〇〇、〇五二円（一〇一、三%）の成績をあげ、調定額二一、八四三、三六四に対しては、八七、四%で昭和二十七年度の九二、五%に比較すると減じているこれは木材引取税の一、四五四、九五三円、固定資産税七八一、三八〇円、町民税四〇一、〇五三が主なるものであるがこれが徴収確保は年を加えるに従つて税徴収の困難性を生ずることが予想されるとき、税務吏員の今後の苦痛は充分寄せられるのであるが、町税の徴収成績如何は、善良なる完納者に対する影響と、町財政の運営に影響することを考慮し、尚一層の努力を痛感されるのである。なお旧法による税中事業税附加税、特別所得税附加税等については厳密な調査のもとに処分されることが望ましい、更に調定額に対する予算計上率は八六、三%にして昭和二十六年度八九、一%昭和二十七年度九二、四%に比較すると下廻り先づ健全な予算計上と云えよう。

二、地方財政平衡交付金について

地方財政平衡交付金は最も関心の深いものであり、歳入決算総額に対する本交付金の占める比率も一二、八%にして町税につく財源である。過去三ケ年の実績をみると

二六年度予算額　九、三五四、〇〇〇円　交付額　九、三五四、〇〇〇円
二七年度予算額　一〇、八〇九、〇〇〇円　交付額　一〇、八〇九、〇〇〇円
二八年度予算額　一一、九二三、〇〇〇円　交付額　一一、九二三、〇〇〇円

となつており当局の不断の努力の賜であらう。

三、公営企業及財産收入について

予算額五三、八〇六、二八八円に対し収入済額四五、二六〇、四五五円で八四、一%である。財産売払代金調定済額四九五七八、七五五円に対し、収入済額四五、二二七、二〇五円で差引四、三五一、五五〇円が未収入となつているが、契約条項を厳守し対策せられるよう強く要望する。

四、使用料及手数料について

使用料予算額二〇五、〇〇一円、調定額二三三二、八五六円、決算額二三三二、八五六円にて予算額に対し一一三、五%調定額に対して一〇〇%の収入となつているが、更正店舖の使用料が未完納である。この更正店舖については、昭和二十七年度の決算審査時の意見書においてても要望しておいたのであるが、今なお未納であることは遺感であり、昭和二十九年度から更正店舗の用途変更が議決されているのでそれ〳〵督促はされているようであるが、尚一段の整理を望みたい。

五、国庫支出金について

予算額七、三八五、一九二円に対し、七、二三〇、九六七円（九七、九%）の収入で、歳入決算総額に対する比率は七、八%である。収入済額七、二三〇、九六七円、中義務教育国庫負担金三七八、七四一円、教育費関係補助金九七五、九八二円、産業経済費関係補助金四九一、八七七円、失業対策事業費補助金一、九一三、七四八円、公営住宅建設費補助金一、四六五、〇〇〇円、農林施設災害復旧費一、三六二、一五〇円等である。

六、県支出金について

予算額一、二六九、五二〇円に対し調定額、収入額とも一、二五一、〇五六円（九八、五%）である。収入済額中主なるものは昭和二十七年度分伝染病予防費補助金二二、七二七円、産業経済費補助五五六、三八六円、畜犬登録事務費補助三三九、〇〇〇円、農林施設災害復旧費補助一五二、六〇〇円等である。

七、寄附金について

予算額一、五〇四、二五二円に対し、調定額収入額とも、一、三一七、六七五円（八七、五%）であるが、一般寄附（消防寄附）額中第七部消防ポンプ購入費が議決された金額を超えて購入され、寄附金は議決金額の三分の一負担であるから残額三三、二三三円は早急に解決すべきである。

八、繰越金について

予算額一、四九六、〇〇一円に対し一、四九六、八三二円の収入となつているが内訳は事業繰越分九五〇、〇〇〇円、純剰余金繰越分五四六、八三二円である。

九、雑収入について

予算額七三二、九七四円に対し、調定額収入額とも八九五、一四円で一二二、一%の成績をあげている。内訳は物品売払金が予算額一〇、五〇〇円に対し一〇、五〇〇円、繰替金戻入が五〇、〇〇一円、に対し二、四〇〇〇円、雑入六七二、四七一円に対し八八二、七一四円で何れも調定額通り収入されている。

十、町債について

予算額三、四〇〇、〇〇二円に対し、借入済額三、四〇〇、〇〇〇円で、昭和二十七年度決算額に対する比率一〇、六%に対し本年度は三、六%に過ぎない。

十一、その他

1、特定財源と一般財源とによつて併せて執行される各種事業の経理については、特定財源である国県補助町債の見透しが遅れるため、勢い一般財源の充当額を超えて経理されることを見聞するとき、各課所管事業の財源状況が一目で明瞭になり得る事業別財源調書又は図表を各課毎に作成せしめて国県費と町債の負担区分を明確にし、経理を行はしむることも考えられる。

2、予算額に対し増減の甚だしいのが散見されるが、適切に逐次予算更正をして行くことが才出面に於ける執行を効率化する保証となるのであるから、過大見積り或は過少見積計上は極力排除することが必要である

3、使用料及手数料等未収入になつているものについては、過年度収入として、一本にまとめられ、明瞭にしておくことが望ましい。

4、廃棄処分すべき備品、消耗品が倉庫並に各課に見受けられるので、会計課に一括処分の上これが現金収入化を図られたい。

歳出について

決算を通じて予算執行の跡を見るとき、当局の苦心の跡が見受けられる。今こゝに議会費、役場費という比較的経費の多いものと、土木費、教育費、社会労動施設費、保健衛生費等投資的経費の多いもの、更には統計調査費、選挙費、公債費諸支出金というその他の経費というような、才出関係経費を区分するとき、投資的経費がその大半をため、本町行政の歩みは地方自治の本旨である住民福祉の増進のために、常に最少の経費で最大の効果をあげんとする熱意をもつて、不断の努力を続けていることを示すものである。

決算総額に対する各款別比において、前年度より増率を示しているものは、財産費が特に大きく、公債費社会労動施設費となり、その他の各款はいづれも減率を示した理由を考察すると、財産費は本町大字長田轟木国有林内、第一、第二、第三林班の面積二七六町歩の国有林野の払下げを受けこの財産造成によつて、三股町百年の大計を樹立するためのものであり、公債費は町債の累増、社会労動施設費は公営住宅建設費をはじめ、福祉三法の実施強化失業対策事業の人員枠の拡大などが増率の原因となつている。

その他の款の減率の理由としては、給与改訂の平年化教育委員会の設置に伴う新規所要額などを始め財政需要額の増加したのであるが常に住民の立場の上に立ち経費の生産的効果と事業の重要性を充分検討して消費的経費を抑制し、重点的に施策されたのと災害がなかつたこと等が理由ではないかと考察されるのである。

各款を通じて予算編成技術と執行状況を見ると、改善是正を要する点が見受けられる。予算編成に当つは地方財政法第三条に示されているように、合理的な基準により適実に編成されるようならは、予算執行の円滑は自ら期せられるのである従つて予算編成に当つては当局の苦心は充分察せれらるが各課において更に一段の努力が望まれるのである以上注意すべき点を挙げると、

1、当初予算を計算上し乍ら全々使用しないのみか全額或はその大部分を他費目に流用支出せるもの。

2、議決予算額より流用措置を講じて支出した額が増大しているもの。

3、他費目へ流用支出し乍ら逆に予備費又は他費目から充流用しているもの。

等が見受けられるが予算編成の合理的基準を樹立して適切且つ正常なる執行をすると云う慎重なる配慮が望まれる。

二、前述の如く予備費充用並に費目流用状況は八〇件、一、一〇〇、七五九円と云う数に上つている。勿論次の流用は、議会の議決を要するも、目節の流用は議決を要することなく執行可能とされるのであるが節を新設し、他の費目から流用することは、現在の予算の組み方から見て目節が基礎になつているのであるから法の趣旨に鑑みて適当でない。

尚人件費経費と物件的経費の流用、食糧費の流用等についても見受けたが濫りに流用すべきでない。流用すべきでない。流用措置を行つたものについては、それ〳〵の理由はあるにしても流用そのものが予算編成を乱す原因となりやすいことを充分考慮され慎重を期せられるべきである。

三、交際費、食糧費については地方公共団体が行政の発展と、住民福祉の増進を図るため外部と交渉するに必要と認められるものに支出する経費であつて、これが支出の内容について兎角を論議する余地はないのであり、食糧費については節減可能と考えられる点も見受けられるが、その主旨に合致して最小限度の経費をもつて、最も効果的に支出されていることは感謝に堪えない。

四、総務課備付の才出命令簿と収入役室備付の歳出簿及び各課の予算整理簿は一回は照合される事が予算執行上望ましい。

五、町費をもつて補助金及び負担金を支出している各種団体に対し、その補助金負担金が申請の主旨に則つて有効に費途されているかどうかについては関心を持ち適時指導されるべきである。

これからの畜産

經済課畜産係

（第一回）

我が国に於いては、畜産は農業の母胎であると云はれております。畜産を無視して現在の農業は考えられません。農業と畜産とがあらゆる面に於いて総合的に有機的に結びつくことが農業経営改善の要素であることは明らかです。毎年のように襲来する台風の災過と、病虫害と諸種の経済的悪条件の累積によつて私達農民の経済状態は真に危険な応状を露呈しております。私達はもつと畜産の在り方について探究し、家畜を農業経営の中に織り込んで少しの無駄もないように消化循環させる事によつて、安定した農業経営を樹立すべきであります。

このような考え方からこれからの畜産について話を進めて見たいと思います。

一、畜産の在り方

家畜は常に農業とのつながりの中で、より良い畜産物を産ますように工夫してどんな場合でも農業との関係を離れることがあつてはなりません。畜産と農業との関係を深く考えて行くと結局農業と畜産とは一つのものであつてどちらも無視しても完全な経営は考えられないのであります。それでは先づ最初に農業を上手に経営して行くためにはどの位の家畜を飼えばよいかを考えて見ませう。

㈠肥料の面

①各家畜の排泄する糞尿の生産量（一頭一ケ年分）

種類	糞尿計	敷わら量	注水量	新鮮厩肥	腐熟厩肥
成馬	二、九七五匁	五〇〇匁	一〇〇〇匁	四四七五匁	二、〇〇〇〜三〇〇〇
成牛	二、九一五	五〇〇	一〇〇〇	四四一五	三〇〇〇〜三〇〇〇匁
成豚	一、〇六〇	一五〇	三〇〇	一、五一〇	七五〇〜一〇〇〇
山羊	、三〇〇	七〇	一四〇	五一〇	二〇〇〜三五〇
鶏	九〜一五	ー	ー	ー	乾燥六〜七

②、家蓄糞尿と金肥との比較

種類	硫安	過燐酸石灰	硫酸加里
馬糞尿一〇〇×は	二、九一三匁	一、四六六匁	〇、九七五匁
牛　〃	一、九四五	〇、六三五	一、一七〇
豚　〃	二、四三一	〇、九七八	〇、九七五
山美　〃	四、三七七	一、九五五	〇、一九五
鶏　〃	馬の約三倍		

③畜舎の改造（糞尿分離）

これ等の糎尿を最も上手に利用するためには畜舎を改造して、合理的に厩肥が出来るようにせねばなりませんが、今までの蓄舎では尿の肥料成分は大部分が失われているのであります。即ち尿を糞と敷わらにかけると硝酸還え菌のため尿は全くその肥料成分を失つて終います。

二、畜力の利用について

耕地一町歩について大体牛一頭（乳牛の場合は二頭）（馬で〇、七頭が必要となります。本県においては、年を通じて三十二日（一〇五時間）位しか蓄力を利用していないことになるのですが、もつと上手に多くを利用するよう研究すべきです。それには、作物の作付等を考えたり、鞍の改良を工夫したり、各農家がカルチベーター位は活用したいものです。畜力を人間の力に比べると約七〜十二位の力を持つております。

三、養畜による生活の善

私達の生活改善については凡ゆる面から常に意を用いられていることではありますが、豚、山羊、鶏等の飼育によつて、鶏卵、肉等を自給自足し、山羊乳を補給することも食生活改善に大きな役割を示すものと云えませう。又緬羊を飼うことによつて衣改善向上を図る等も一つの方法です。このような農村生活は是非共実現したいものであつて決して分を過ぎた贅沢ではないと思います。

四、直接の収入について

①家畜の生産は常に農家の収入面に大きな役割を果しているのでありますが、立派な商品価値のある、質、能力共にすぐれた所であることが望ましく、次の表を参考として発情等によく注意し、努めて種付を行うことが必要です。

種類	繁殖に使える期間	発情週期	発情持続時間	妊娠期間	産仔数	離乳期
牛	十八ケ月〜八才	二十一日	二一時間	二八四〇	一頭	四ケ月
馬	四〜十五	二十三日	一週間	三二五日	一頭	五〜六
豚	十二ケ月〜七才	二十一日	五八時間	一一四日	五〜十	一、五ケ月
山羊	八ケ月〜才八	二十一日	三九時間	一五二日	一〜三	二〜三ケ月
鶴	八ケ月〜四才	―	―	〇化二十一日	抱一〇十二ケ	

（以下次号）